

## 第2回下呂市職員の募集

職種	人数	受験資格など	採用日
行政事務（一般）	若干名	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、高卒以上の学歴を有する人または令和2年3月末までに卒業見込みの人	令和2年 4月1日
行政事務（社会人）		・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高卒以上の学歴を有する人 ・民間企業や公的機関などにおける職務経験が複数年以上ある人（申込時点）	
行政事務（障がい者）		・昭和49年4月2日以降に生まれた人、高卒程度 ・障害者手帳などの交付を受けている人	
消防職		・平成元年4月2日以降に生まれた人で、高卒以上の学歴を有する人または令和2年3月末までに卒業見込みの人 ・運転免許（準中型運転可）を有する人または採用前か採用後に免許を取得する見込みの人 ・心身ともに健全で消防職務遂行に支障のないこと ・採用後原則市内に住所を有すること	

- ◆その他の要件
  - ・地方公務員法第16条に該当しない人。
  - ・障がい者の人で、試験のときに配慮が必要な人は申込時にお申し出ください。できる限りの配慮します。
- ◆一次試験 9月22日（日） 教養試験・集団討論・適性検査  
※教養試験は、公務員試験対策不要の教養試験を採用しています。
- ◆二次試験 10月13日（日） 個人面接・作文試験 ※消防職受験者のみ体力検査を実施します。
- ◆申込方法 次の提出書類を総務課人事係に提出してください。
  - ①下呂市職員採用試験申込書（窓口で配布または郵送やホームページからダウンロードも可）
  - ②エントリーシート（申込書の裏面）
  - ※消防職受験者は、運転免許証（準中型運転可）の写し
  - ※障がい者の方は、障害者手帳などの写し（障がい名・障がいの程度などがわかる部分）
- ◆申込期間 7月1日（月）～8月23日（金）（郵送も23日必着）

【問合先】総務課人事係 ☎ 24-2222

## 金山病院職員の募集

職種	人数	受験資格など	採用日
薬剤師	若干名	・昭和45年4月2日以降に生まれた人で、国家資格取得者または取得見込み人	令和2年 4月1日
看護師			

- ◆申込方法 次の提出書類を金山病院事務課に提出してください。
  - ①下呂市職員採用試験申込書 ②国家資格免許証の写し（所持者） ③最終学歴の成績証明書（有資格者）
  - ④卒業見込み証明書（在学者） ⑤成績証明書（在学者） ⑥健康診断書（所定の様式）
  - ※①、⑥は郵送またはホームページからダウンロードも可
- ◆申込期限 8月30日（金）まで

【問合先】金山病院事務課 ☎ 32-2121

### おめでとう（敬称略）

#### 危険業務従事者叙勲受章

【警察功労】細江弘明（元岐阜県警部）

※スポーツ・文化活動で全国大会などに出場する選手・団体に対して激励金を交付しています。詳細は、市ホームページまたは市民活動推進課までお問い合わせください。

# 建物解体、リフォーム工事などをご検討の人へ

建築物の解体やリフォーム工事などの際に残された不用な家具や家電（以下「残置物」という。）は、その所有者が廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）にのっとり適正に処理をする必要があります。

## 残置物とは？

ごみは、種類や排出状況によって、一般廃棄物（以下「一廃」という。）と産業廃棄物（以下「産廃」という。）に分けられます。それらの収集運搬や処分を業として行うためには、それぞれの許可が必要となります。（一廃は市区町村長の許可、産廃は都道府県知事の許可。）

建物解体を解体業者に委託した場合、屋根、壁、柱や基礎など建物本体は産廃に区分されます。一方、あらかじめ建物から運び出せるもの、すなわち家具、寝具、家電、食器などの不用品は一廃に区分され、これらを「残置物」といいます。

区分	ごみの種類	収集運搬業	建物解体の場合
一般廃棄物	産業廃棄物以外のごみ	市区町村長	残置物は一般廃棄物に該当
産業廃棄物	事業活動に伴って生じる限定列挙された20種類のごみ(右表)	都道府県知事	建物本体は産業廃棄物に該当

### 産業廃棄物の種類

#### 全ての業種にかかる産業廃棄物

1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸
5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類
7. ゴムくず 8. 金属くず
9. ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
10. 鉱さい 11. がれき類 12. ばいじん

#### 業種限定のある産業廃棄物

13. 紙くず 14. 木くず 15. 繊維くず
16. 動植物性残さ 17. 動物系固形不要物
18. 動物のふん尿 19. 動物の死体
- 20.1 ~ 19の産業廃棄物を処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

## 残置物の処理はどうすればいい？

残置物は、建物解体前にその所有者（占有者）が下記のいずれかで適正に処理する必要があります。

- ①所有者自身がクリーンセンターなどへ運び込んで処理する。
- ②一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼する。

解体業者や不用品回収業者などの一廃許可を得ていない業者が処理することは、廃棄物処理法で禁じられています。

**5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金  
またはその併科**

また、家電のうちエアコン、テレビ、冷蔵庫および洗濯機は「家電リサイクル法」に、それ以外の小型家電製品については「小型家電リサイクル法」にのっとり適正に処理する必要があります。

## 最終清掃の実施について

浄化槽やくみ取り便槽を解体・撤去する場合には、必ず内部の最終清掃を行った後で、解体・撤去してください。最終清掃を実施せずに解体や埋戻しを行うと、槽に付着したし尿や汚泥の不法投棄に該当する恐れがあります。

最終清掃ができるのは、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者に限られますのでご注意ください。

### 問合先

詳しくは、環境課（☎26-5011）へお問い合わせください。